

総務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 -関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
49	B	地方に対する規制緩和	11.その他	税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかけない方法として頂きたい。例えば、情報提供ネットワークシステムや国税連携システムなどを活用した照会など、地方公共団体が対応に時間をとられないような方法を検討いただきたい。	現在、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話、窓口への来庁及び郵送で行われており、市町村の住民税担当窓口において、その照会回答の対応に多くの時間を費やされ、通常業務を行う時間が奪われ対応に苦慮している。具体的には、年間に100件以上の問い合わせがあり、1件に15分程度かかるとして、人口約9万人の本市において、総合年間1,500分程度費やしている。	税務署からの照会対応に要する時間を削減することで、その時間を住民への窓口対応等に充てることができ、市民サービスの向上につながる。	国税通則法第74条の12、国税徴収法第146条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号、第19条9号	デジタル庁、総務省、財務省	大府市	前橋市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、半田市、知多市、名張市、京都市、岸和田市、枚方市、八尾市、山鹿市、中津市、宮崎市	<p>○本市でも税務署からの照会が年間100件以上(電話照会含む。)あり、その対応に負担を感じている。</p> <p>特に、電話照会が多いが、電話では対応に時間がかかる上、伝達ミス等が発生する可能性が書面等での対応より多いという不安もある。</p> <p>前述による照会は日数がかかるため、電話照会を多用されているものと思われるが、電子的な照会手段が整備されれば時間短縮及び正確性の向上に資するものと考えられる。</p> <p>○本市では、税務署からの照会が年間150件以上あり、同様に照会対応の時間が削減できれば他の業務に充てることができ、市民サービスの向上に資するものと考えられる。</p> <p>○国税局・税務署からの文書による照会はほぼ毎日のように発生しており、照会年分(年度)についても通常直近3～6年分を照会している場合が多く、世帯状況や勤務先その他、課税資料の写しを求めてくることもあり、国保・介護等の照会と比べて1件あたりの対応に相応の時間と事務量を要している。情報連携システムや国税連携システムの活用等により、課題もあいは思うが地方公共団体側にも負担がかからないような照会方法を検討して頂きたい。</p> <p>【令和2年度の国税局・税務署からの文書照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-国税通則法第74条の12:約200件</li> <li>-国税徴収法第146条の2:約230件</li> </ul> <p>合計約430件…1件あたりの照会に要する時間はおおよそ15～30分程度で、二重確認を行っているので実際には30～60分程度かかることもある。国保・介護等照会にかかる1件あたりの所要時間は概ね3分(二重確認を行った場合)程度である。</p> <p>○本市でも年間100件ほどの照会があり、照会対応に時間を要するため提案内容に賛同します。</p> <p>○税務署からの課税に関する照会については、確定申告提出時に源泉徴収票の添付義務を無くした結果、所得控除内容が不明であるため、その所得控除内容に対して市町村への問い合わせが増加している。</p> <p>また、所得控除内容が不明である確定申告書が課税資料で市民税を賦課する際、所得控除内容が不明であることから、控除内容を確認するために納税義務者へお知らせを発送し、所得控除内容を確認後、賦課するなど業務量が増加している。</p> <p>○本市においても、紙ベースの紹介のみで100件を超える照会があり、加えて電話等での紹介もあるため調査等には相当な時間を費やしている。他市町村からの同様の調査も膨大な量となっているため、税務署の調査に係る事務負担を軽減できれば市民サービスの向上及び時間外勤務を減らすことにも繋がる。</p> <p>○本市においても、税務署からの電話や文書による住民税課税情報等の照会回答に多くの時間を費やしている。</p> <p>【令和2年度実績】</p> <p>電話での照会:約500件(1件あたり10分程度)</p> <p>郵送・窓口での照会:175件(1件あたり15分程度)</p> <p>⇒年間約5,875分程度費やしている。</p> <p>○本市においても、年間200件を超える照会を受けており、その対応に多くの時間を費やしている状況である。</p> <p>○税務署からの電話照会と郵送照会それぞれ一日2～3件程度あり、負担を感じている。業務効率化のため、情報提供ネットワークシステムなどの活用を推進すべきと考えながら、現状の照会はシステム内にデータを持っていない内容であることが多いため、活用することは難しいと思われる。</p> <p>○【支援事例・制度改正の必要性】</p> <p>支援事例の件数統計を除き、提案市に同じ。</p> <p>【求める措置の具体的内容につき付記】</p> <p>システムを利用する場合、自動応答が可能である等回答する側の地方公共団体の職員の作業が必要ない作りであることを希望する。</p> <p>○提案市と同様、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話及び郵送で行われており、その照会回答に時間を費やされるため苦慮している。</p> <p>具体的には、電話による問い合わせが年間に100件以上(1件に10分程度)、郵送による照会が年間約200件(1件に30分程度)あり、人口約40万人の本市において、年間7,000分程度費やしている。</p>	税務署等と地方自治体の情報の授受をオンラインで行えば、双方にとって一定の投資コストの削減が可能であると思われる。また、地方が被っている対応にかかる時間や費用及び税務署での照会手続きにかかる時間や費用などと比較考量すれば、費用対効果の高いものと思われる。国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化を考慮いただき、積極的な検討をお願いしたい。また、システム投資を検討する際には地方自治体や税務署の意見を聴取し、より有用な情報がやりとりできる仕組みとなる様に配慮をお願いする。さらに、国の策定する「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「成長戦略フォローアップ」、「規制改革推進に関する第1次答申の行政手続コストの削減の行政手続効率化の3原則」にある行政手続の電子化の徹底)及びデジタル庁の創設などももたらかるように国や地方の行政手続の電子化は、国全体の喫緊の課題と捉えられ、今回の提案についてもこれらの課題解決に資するものとする。これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。			

総務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		御提案を踏まえ、既存のシステム(国税地方税連携システム等)を活用することも視野に入れつつ、利用者の意見も聴きながら関係省庁間で検討を進めていく。	5【総務省】 (8) 国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:デジタル庁及び財務省)	検討中	令和8年度以降	令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策として、税務署から地方公共団体へのご指摘の照会については、原則、オンラインにより実施する方向で検討を進めるとの結論を得た。	令和8年度のオンライン化開始に向けて、今後、関係システムの刷新・改修等を進めるため、必要な予算の確保等を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料	
																団体名
100	B	地方に対する規制緩和	11	その他	国民健康保険税の賦課に必要となるため、地方税法第20条の11に基づき、市町村が税務署に対し、関係資料の閲覧等の協力要請を行った場合に、特別措置法第25条適用者情報については、適用者リスト等による情報提供に協力するよう、事務連絡等によって周知を図る。 ※情報提供の仕組みは必ずしも国税連携システムのデータ提供に限らずともよく、税務署で備える台帳の整備や確定資料の提供等により市町村が所得把握をしやすいことを求めるもの。	租税特別措置法第25条に基づく肉用牛の売却による農業所得の課税の特例により、所得税及び市町村民税は肉用牛の売却による所得が免税となるものの、国民健康保険税に関しては当該免税措置の対象とならない。したがって、国民健康保険税の賦課に際しては、免税前の所得把握を必要とする(市町村民税においても均等割の判定には免税前の所得が基準となる)。 国税連携システムによって、市町村は、①「e-Tax」により申告のあった者については確定申告書のほか、青色申告決算書(農業所得用)等の添付書類、②紙媒体により申告のあった者については確定申告書のみを確認できるが、租税特別措置法第25条の適用があつたにもかかわらず、申告書への記載が漏れている事例(②のうち、確定申告書B第一表の④に「免」と記載のないもの及び第二表の特例条文等欄に「指法25条」と記載のないもの)が、当市ほか共同提案団体でも見受けられ、国民健康保険税の課税漏れや過及課税が発生する要因となっている。 免税前の所得については、国民健康保険税の適正課税だけでなく、介護保険料の算定にも必要となることから、租税特別措置法適用者の確実な把握が求められる。 ※当市においては、確定申告書B第一表農業収入・所得欄に数字があるもの(令和3年1568件)を確認し、肉用牛所得がある場合は、確定申告書B第一表④に「免」と記載のあるもの、第二表の特例適用文欄に「指法25条」と記載のあるもの、前年の確定申告において、肉用牛免税・免税外所得があつたもの等について、税務署に赴き、肉用牛の売却による所得の税額計算書、収支内訳書等を提示し把握しているが、把握に係る事務が膨大となっている(令和3年35件)。 (参考)当市で発生した過及課税状況(要因:確定申告書の記載漏れ) ・平成30年度処理 2件(平成28年度分、平成29年度分) ・令和元年度処理 1件(平成30年度分) ・令和2年度処理 2件(平成30年度分、令和元年度分)	租税特別措置法第25条により免税となつた肉用牛の売却による所得がある者を正確に把握することができることから、課税漏れや過及課税等を防ぐことができる等、国民健康保険税の適正な賦課を行うことができる。 国税連携システムで把握できない情報について、別途税務署に赴き閲覧等を行う事務負担が大幅に軽減される。 【求める措置の具体的内容の補足】 (国税連携システムに係るデータ連携書類の拡大(規制緩和)を求めることは、過去令和元年№113で既に議論済みと承知している。本件については、データでの閲覧を規制されている紙媒体での確定申告に係る添付資料に基づく情報(特指法適用者情報)について、国税連携システムによらずに情報提供を可能にする(または可能であることを明確にし、協力要請に応じること)を改めて周知する)よう求める提案である。)	地方税法第20条の11 租税特別措置法第25条	総務省、財務省、厚生労働省	伊勢崎市、大田市、沼田市、渋川市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、碓氷郡、東村、甘楽町、長野原町、碓氷町、高山村、真番町、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町		盛岡市、海老名市、山梨県、長野県、京都市、高松市、久留米市、長崎市、山鹿市、宮崎市	○当市では、申告書に「第25条」や「免」の表記がなければ、25条を適用していないものとして課税を行っている。しかし、e-Tax以外の申告書については職員が一件一件表記がないか確認しなければならず、確実性には欠けた状況である。農政担当部局の協力のもと、牛農家の一貫と免税所得の申告者を照らし合わせるなど、改善を検討しているが、時間がかかる作業であり、毎年の当初賦課業務のルーティンに組み込めていない。 ○所得を正確に把握することで適正な国民健康保険料の賦課ができる。	e-Tax以外の紙媒体で提出のあつた申告書について、既に地方公共団体側で当該特例の適用者を把握することができる以下の仕組みが整備されているため、対応しない。 税務署では提出のあつた申告書をデータ入力する前に、肉用牛の売却に関する特例適用者については、申告書第1表の右下にある税務署整理欄の「H」欄に「1」又は「3」と補完記入することとしている。申告書のイメージデータは地方公共団体にデータ連携しており、申告書イメージデータの税務署整理欄「H」欄を確認することで、当該特例適用の有無を税務署に赴くことなく確認することが可能である。	第1次回答を踏まえ、申告書第1表右下の税務署整理欄の補完記入について、当市の過去3年分の紙媒体で提出のあつた申告書のうち、租税特別措置法第25条適用者の申告書について、H欄を確認したところ、補完記入漏れが見受けられ、その中には、「〇免」及び「指法25条」の記入が漏れていて、かつ、H欄が記入されていないものも見受けられた。このような状況では課税漏れや過及課税はなくなり、適正な課税につながらない(補足資料参照)。 また、何より特例適用者を正確に把握するための確認作業は膨大で大変苦慮している。税務署から提供された申告書第1表農業収入・所得欄に数字があるものの中から「〇免」及び「指法25条」の記載のあるものを確認するほか、記入漏れに備えて、前年申告で免税となつた者等についても肉用牛の売却による所得の税額計算書もしくは「収支内訳書」の確認に必ず税務署へ赴いている。そこまで努めていても「〇免」及び「指法25条」の記入が漏れている特例適用者を把握しきれない事を制度上の問題と認識している。 次に、第1次回答中「当該特例適用の有無を税務署に赴くことなく確認することが可能である。」とのことだが、現状、紙媒体で確定申告書の提出を行った者については、このデータ連携で課税に必要な情報をすべて確認することができないため、「税額計算書」等の確認に必ず税務署へ赴くこととなり、当初課税時の事務の負担となっている。 第1次回答において、「e-Tax以外の紙媒体で提出のあつた申告書について、既に地方公共団体側で当該特例の適用者を把握することができる(略)仕組みが整備されているため、対応しない。」とされているが、以上の状況を十分に勘案していただいた上で、地方税法第20条の11(事業者への協力要請)に基づき、市町村から税務署に協力要請があつた場合には、租税特別措置法第25条適用者については、関係資料の閲覧だけでなく、一覧表等による情報提供に協力するよう周知徹底することを求めるものである。 適正な国民健康保険税の課税及び市町村の事務負担軽減のため、引き続きご検討をお願いしたい。	有
111	B	地方に対する規制緩和	11	その他	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せてDV等支援措置の有無を識別できるようにすること。 DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査時における支援措置情報の提供	【制度改正の経緯】 配偶者からの暴力(DV)、ストーラー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為(以下「DV等」という。)の加害者が、住民票の写し等の交付等を不当に利用して、被害者の住所を探知することを防止し、被害者の保護を図るため、平成10年に住民基本台帳事務におけるDV等支援措置(以下「措置」という。)が制度化された。 【支援事例】 措置の情報は、総務省通知や住民基本台帳事務処理要領(以下「通知等」という。)に基づき、被害者の現住所地の市町村及びその所管、前住所地の市町村、本籍地の市町村(以下「転送先市町村例」という。))において情報連携が図られている。一方、被害者の固定資産又は車両(以下「固定資産等」という。)の所在市町村が転送先市町村例と異なる場合、固定資産等の所在市町村が措置の情報を把握するためには、被害者本人から固定資産等の所在市町村へ措置の申し出がされない限り見知りできず、必要な場合に措置を講ずることが出来ない可能性が極めて高い。また、被害者の固定資産等の所在市町村が、情報提供ネットワークシステムを通じて被害者の住民基本台帳情報を照会した場合、現在のシステムでは措置の有無を識別できるようになっていないため、他市町村において、措置を講ずることが出来なかつた事例がある。 【制度改正の必要性】 措置が適切になされず、被害者が被害されるなどの事例も見受けられている。特に、地方税のうち固定資産税は不動産を課税客体としていることから、DV等の加害者が公開情報である不動産登記情報を調べた上で、不動産の所在する市町村へ固定資産税情報が記載されている証明書等の交付申請を行うことにより、被害者の現住所を特定することが強定されるため、通知等に記されている転送先市町村例のみならず、被害者の固定資産等を有する都道府県及び市町村の相互連携が必要である。 【緊急の解消策】 通知等における措置情報を転送する市町村の例として、固定資産等の所在市町村を追加するとともに、地方税の固定資産等においても適切に措置が行われるよう、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の相談機関等及び市町村へ周知する。また、情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せて措置の有無を識別できるようシステムを更改する。	DV等の被害者の保護がより確実になるなど、更なる被害の防止に寄与する。	ドメスティック・バイオレンス、ストーラー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のためにも家庭内でも家庭内でも家庭内でも	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、こども家庭庁	北広島市、給楳市	旭川市、いわき市、東海村、桐生市、八王子市、川崎市、長野県、中野市、田原市、枚方市、兵庫県、出雲市、府中市、香川県、宇和島市、久留米市	○当市では市民課と情報連携を図っており、DV措置の取られている市民が転出入した場合や期間延長した場合に情報提供を受け、税システムに入力している。これにより、証明窓口、固定資産税をはじめとする税部門に税システムを通じて情報共有し、DV措置の有無を確認できるようになっているが、提案のように全国区の情報が入手可能であれば、被害防止に寄与することになると考える。	DV等被害者の保護は重要であると認識しており、ご提案のような事例について、どのような対応が考えられるか検討してまいりたい。	「どのような対応が考えられるか検討してまいりたい」とのことであるが、少なくとも、通知等に基づく措置情報の転送先市町村例にして、固定資産等の所在市町村を追加するとともに、地方税の固定資産等においても適切に措置が行われるよう、相談機関等及び市町村へ周知いただきたい。 また、DV等の被害者の保護がより確実になるなど、更なる被害の防止に寄与するため、対応について直ちに検討及び実施していただきたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記述があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として表記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。 【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		税務署整理欄の補完記入漏れが見受けられるとの指摘を踏まえ、各国税局・税務署に対し、改めて事務処理手順の徹底を注意喚起することとした。 また、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」や「収支内訳書」のデータ連携や、租税特別措置法第25条適用者の一覧表等による情報提供への協力については、令和8年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税のeLTAXのシステム更改に際し、国税・地方税務の両業務の更なる効率化の実現に向け、地方団体の意向も踏まえつつ、検討してまいります。	5【総務省】 (6)地方税法(昭25法226)及び租税特別措置法(昭32法26) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(租税特別措置法(以下この事項において「措置法」という。))25条については、以下のとおりとする。 ・国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法25条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署整理欄のうち「区分4」欄「1」(措置法25条適用者)又は「3」(措置法25条適用者の義務的修正)と補完記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る賦課(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該補完記入に係る事務処理手順を徹底するよう、国税局及び税務署に周知する。 〔措置済み(令和3年10月21日付け国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示)〕 ・「肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」に関する国と地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国から地方公共団体への情報提供については、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、国及び地方公共団体の間での閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:財務省及び厚生労働省)	1ポツ目			
						2ポツ目 検討中	刷新後の基幹システムの安定運用を考慮しつつ、実施予定時期を検討中。	国から地方公共団体への情報提供について、令和8年度に国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改が予定されているところ、提案の情報も含めて関係府省とともに検討を進めている。	今後も必要に応じて打合せを行い、令和8年度の実現に向けて検討を進める。
				DV等支援措置の申出を受けた市町村から、申出者の固定資産等の所在市町村に対して、DV等支援措置の情報を連携する方法について、自治体の実務も踏まえ、適切な対応について通知を発生することを検討したい。	5【総務省】 (9)住民基本台帳法(昭42法81) (iv)DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (関係府省:内閣府、警察庁及び厚生労働省) ・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。 (関係府省:内閣府、警察庁及び厚生労働省)	1ポツ目 通知	1ポツ目 令和4年3月31日	1ポツ目 総務省において、支援措置申出者が他の市区町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市区町村に支援措置に準じた支援を申出する仕組みとその留意点について、各都道府県宛てに通知した(【通知】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について)(令和4年3月31日総行住第32号、総税固第8号)。	
						2ポツ目 検討中	未定	関係府省において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討。	関係府省において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
112	B 地方に対する規制緩和	11 その他	地方税法第394条の2に基づき所得税又は法人税に関する書類について【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること。【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の閲覧方法の見直し	固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要となる所得税又は法人税に関する書類について【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること。【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の閲覧方法の見直し	【支援事例】地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類は、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外は、当該書類を保有する税務署へ臨場し閲覧又は記録をしなければならぬため、現地までの移動に時間や費用を要する場合がある。【制度改正の必要性】固定資産税のうち、償却資産については、納税義務者に申告義務があることから、提出された申告書類を精査し課税額を決定する。申告内容に疑義が生じた場合、そもそも申告すべきからの申告がない場合等には、申告の催促や各種調査を行う。市町村が推計で課税することも可能であるが、償却資産は動産であることから、所有者の特定が難しいこと、課税額の算出は取得価額と取得年によって行うこと等から、実務上推計は困難である。当市内に納税義務者の事業所がある場合等、所得税又は法人税に関する書類を国税連携システムで確認することができるが、当市内に納税義務者の事業所がない場合及び納税義務者が個人である場合は、当該納税義務者の所轄税務署(法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地)へ臨場して、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行う必要がある。法人の本店所在地等が当市近郊であれば、当該本店所在地等の所轄税務署へ臨場することも可能だが、遠方である場合には、臨場に必要な時間及び経費の関係から断念せざるを得ず(※)、円滑な地方税運営に支障が生じており、税負担の公平性が確保できない恐れがある。なお、上記支援事例は、太陽光発電設備、工事現場で使用する重機、プレハブ等の所有者に多い傾向がある。当市内に太陽光発電設備を設置した法人(当市内に事業所なし)について、他県に本店等があることを把握しているものの、臨場を断念せざるを得ず、適正な課税までに時間を要した事例がある。※当市においては、このような事例が年間200件程度ある。	調査が効率化され、地方税の税負担の公平性確保がより現実なものとなる。市町村における固定資産税(償却資産)の適正課税及び回収確保が図られる。	地方税法第354条の2	デジタル庁、総務省、財務省	北見市、苫小牧市、美瑛市、赤平市、名寄市、砂川市、石狩市、郡山市、いわき市、水戸市、高崎市、千葉市、小田原市、山梨県、長野県、愛知県、半田市、知多市、八尾市、広島市、山鹿市、中津市、宮崎	〇当市では償却資産の年間申告件数約8,500件(法人約5,200件、個人約3,300件)のうち在常地区にて法人約50件、個人約10件程を管轄の税務署にて閲覧・複写しているが、税務署への作業依頼、スケジュール調整等が負担になっており、提案の改正が図られれば、業務に係る時間の短縮、業務の効率化、適正課税につながっていくと考える。〇当市においても太陽光発電設備等について同様の支援事例がある。なお、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類の中でも、所得税については償却資産の推計課税に必要な申告書類(減価償却費の計算部分)の書類が送付されていない場合が多々あり、所轄税務署の手段を用いて当該市町村を所轄する税務署以外の資料が閲覧可能な場合、添付書類等の改善が必要と思われる。〇当市においても、提案団体と同様の支援事例があり、実際に調査をすることができなかったこともあるため、提案内容に賛同する。〇当市においても地方税法第354条の2により調査を行っているが、所得税又は法人税に関する書類については電子媒体での提供を断られているため、税務署にて紙書類を閲覧し、内容を手書きで写しているため、多大な時間を費やしている。電子的手段により税務署に行くことなく閲覧可能になれば、調査に係る時間や費用の大幅な削減になり、加えて現地調査できる件数も増やせることから、より公平で適正な課税に繋げられると考える。〇当市では、市外在住者等の償却資産について、通知を送る等対し課税処理をしている。一方、国税連携システム閲覧範囲外の利用が得られれば、それを踏まえて新たな手法で償却資産の徴収を促す効果が得られる。〇新規に事業所を設置した事業者等において、翌年の償却資産申告書の提出がない場合には未申告として申告の催告を随時行っているが、当該事業者の所在地が遠隔地の場合、現状では関与税理士や資産状況の調査等は断念せざるを得ない。当市においてこのような事例は年間20程度であるが、課税の公平性を担保し、適正な申告の必要性について納税義務者への理解と協力を促すこと、将来的に適正な未申告者等への推計課税の導入について調査研究を行うためにも、本提案について同意するものである。〇提案団体が示す支援事例に加え、税務署で所得税又は法人税に関する書類(以下「国税資料」という。)の閲覧等を行うための日程調整等を要すること、国税資料の閲覧等が1税務署当たり1～2日程度の時間を要すること、遠方の税務署になると移動時間が往復2時間程度要する場合があること等の理由から効率的な調査が行えていない。当市においても遠方であることが理由で税務署での閲覧を行うことができない事例が年間300件程度ある。法人においては地方に支店が所していることが多いため本店所在地を所轄する税務署へ赴くことが現実的に不可能である場合が多々ある。そのため、国税資料の閲覧方法を見直すこと、公平・適正課税に繋げると考える。さらには、国税資料の閲覧が全て電子化されることで調査の効率化に繋がる点からも必要であると考ええる。〇国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外については、月に1回程度、所管の税務署へ出向き閲覧しているが、移動に時間を要し、また昼にも時間を要している。法人の本店所在地等の所轄税務署が遠方の場合は、郵送で閲覧を依頼しているところであるが、税務署によっては、回答不可の場合もある。	国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところである。また、固定資産税の償却資産に係る賦課徴収において、所得税又は法人税に関する書類を閲覧する必要がある場合には、地方税のオンライン手続のためのシステムであるeTAXを経由すれば、国税から連携されているが、本件提案の趣旨を踏まえ、現実的に実現していきたい。求める措置の第一である、「市町村が所轄税務署へ臨場すれば、所轄外の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段を用いて閲覧可能にすること」は、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査を断念せざるを得ない状況にあること踏まえ、償却資産の課税に大きな支障を生じている状況であることを踏まえ、システムの変更を待たずして、法令の解釈・運用により対応できる措置について御検討いただきたい。固定資産税のうち償却資産の賦課徴収は、登記制度がないことから、納税義務者からの申告によるところが大きく、申告内容に疑義がある場合及び申告がない場合には、適正に申告いただいている納税義務者と不公平をなす観点からも、市町村はできうる限りの調査を尽くす必要があると認識している。税金行政運営上、国と市町村は相互に協力して事務の効率化を図ることが必要とされている中で、国税では、現行制度において、市町村に対して、帳簿書類その他の物件の「閲覧」又は「提供」を求めることができる(国国税則法第74条の12)、市町村までの臨場を求めることなく、資料提供を実施していることなども御提案いただきました。				
147	B 地方に対する規制緩和	11 その他	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機械的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一貫を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	【現状】マイナンバーカード関連業務は、「交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査、住民基本台帳ネットワークシステムの運用・統合端末の操作を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託可能である」とされている。(「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付け閣議第396号ほか))。【支障】カード交付前の準備作業のうち、暗証番号の設定及び事後における住基カード又は再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理は、作業者の意思決定を伴わない機械的な作業であるが、情報漏洩防止のため民間委託が認められていない。暗証番号設定に1分程度/枚、旧カードの廃止処理(新規交付者の1割程度が該当)に2分程度/枚を要するため、例えば1日あたり500件程度のマイナンバーカードを交付する自治体では10時間/日の業務量となる。令和4年度末の全国民のカード取得に向けて、今後さらに交付ペースを加速させる必要があるが、自治体職員だけではカード交付枚数の増加に対応できるマンパワーを確保できない。	令和4年度末までにほぼすべての住民がマイナンバーカードを取得するという国の目標を達成するため、真に職員のみが実施すべき事務に注力できる合理的なカード交付体制の確立に資する。	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について(令和元年9月11日付け閣議第396号、府令第117号、総行経第49号)、マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者への委託が可能なこと(令和2年12月28日付け総行経第212号)	総務省	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県	札幌市、旭川市、つくば市、東海村、網走市、千葉市、横浜市、江戸川区、横濱市、川崎市、相模原市、横浜原市、横須賀市、山梨県、長野県、高山市、浜松市、豊橋市、宝塚市、たつの市、府中市、宇和島市、大牟田市、久留米市、宮崎県、延岡市、沖縄県	〇基本的には派遣職員は統合端末が使用できないため、市民からの問い合わせに対し、統合端末で調べられる事例になると、会計年度任用職員以上の職員が対応せざるをえなくなっている。提案者の意見とおり、暗証番号の設定なども手が回らない時に派遣職員が行うことができれば、派遣職員の大きな時間外業務の削減もつながり、また、交付作業を円滑にするための計画等に注力することができる。〇規制緩和とされること一連の事務処理の委託がスムーズに移行出来るかと考えます。特に担当の所属、担当職員は人員の確保、人員の教育指導、作業指示等に時間を費やすことが多く今後長期的に又安定的な業務を遂行にあたり委託の選択後も必要と考える。〇一部の業務が委託できないことにより、委託のメリットが薄れたいと思われる。令和4年度までのマイナンバーカード交付に限らず、普及した後の更新業務についても市民によって膨大な事務量となることから、職員での対応は難しく、委託の可能範囲を拡大する方向で検討していただきたい。〇令和4年度末にほとんどの住民が個人番号カードを取得する目標を達成するために、同カードの普及促進の強化が図られると予想される。それに伴い市区町村の交付事務も煩雑になることから交付事務の円滑化を図ることも重要であると考えます。〇申請時来庁方式のカード交付に係る暗証番号の設定や出張申請の際の本人確認など、外部委託ができないことで、大規模な政策を打ちだすことができない現状がある。規制緩和がなされれば、民間活力を利用し、大幅な交付率増加が見込まれる。〇委託できる業務に限られているため、カード交付には市町村職員が必要となっており、十分な交付体制を確保することが難しいため、交付通知書の発送数を調整するなどして、現在の体制で交付可能な分量を交付している状態である。出張申請においても、委託職員だけでは交付が完結しなかった。現状、市町村職員が対応可能な分のみ交付を行っている。委託可能となれば、より多くのカード交付を行うことができる体制を整えることができ、交付率向上に繋がる。	マイナンバーカードの交付に関し、民間委託が可能となる事は、一連の交付手続中、公権力の行使にあたりない事実行為に限られるところ。また、統合端末操作の民間委託にあたっては、本人確認情報の漏洩の危険性に留意しつつ、委託する事務の遂行に必要な範囲に限定した操作権限を付与する必要がある。御意見をいただいた事務を実施するために必要な統合端末の操作権限は、現在、民間事業者への委託を可能としている個人番号カード交付前設定の操作権限とは異なる。全国の住民の本人確認情報が閲覧可能な「個人番号カード交付全般」「個人番号カード管理全般」の操作権限を使用する必要があるが、それらの権限を付与した統合端末の操作を民間事業者に委託することは本人確認情報の漏洩の危険性が高まることから適当ではないと考えている。そのため、当該事務の民間委託を可能とするためには、当該事務が実施できるとともに本人確認情報の閲覧可能範囲が自市町村の住民に限定される新たな操作権限を設定する必要があるところ、統合端末の改修時期・期間が必要になることに加え、統合端末の操作権限追加に伴う事務の複雑化も懸念されることに加え、慎重な検討が必要と考えている。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところであり、今後も引き続き双方で取組を進めていくことが重要である。求める措置の第二の提案の実現に当たっては、システマ的には、令和8年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税のeLTAXのシステム更新より前は対応が困難である。また、運用により対応できる措置については、新たな事務負担が生じる可能性があることから、課題等の整理が必要である。	5【総務省】 (5) 地方税法(昭25法226) (ii) 償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等(354条の2)の規定に基づく閲覧事務については、国及び地方公共団体間での当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国税情報の拡充の実現に向け、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方版のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:デジタル庁及び財務省)	システム刷新	令和8年度に予定する国税・地方税の各システムの刷新後に、実施予定。	実現に向けて、「デジタル社会実現のための重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)施策集に【No.9-10】国税地方税連携の推進を記載。地方団体が電子的手段により閲覧できる国税に関する情報の拡充に向けて、地方団体の意向も踏まえつつ、関係省庁とともに、具体的な実現方式及びスケジュールを策定。	地方団体の意向も踏まえつつ、関係省庁等と協力して課題の整理を進める。
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		マイナンバーカードの暗証番号は、知識認証として本人確認における重要な要素を構成しており、特に署名用電子証明書の暗証番号については、本人であることについて電子署名法上の推定効が働くなど、法律効果を生じさせる基礎となる意義を有していることから、その設定を守秘義務等の地方公務員法上の服務規律が課せられない民間事業者に委託することは慎重な検討が必要であると考えている。返納されたマイナンバーカードの廃止は、原則市町村の責任の下で実施されるべきものであるが、市町村職員が選別した廃止すべきカードに係る廃止処理作業で事実行為に当たる作業は民間事業者に委託することは可能であり、市町村の適切な管理の下であれば、現在においても、カードの物理的な廃止処理作業については民間事業者が実施することは可能であると考えている。一方で、当該カードに係るカード管理システム上の運用状況を変更する統合端末の操作については「個人番号カード管理全般」の操作権限を使用する必要があるところ、この権限区分においては「本人確認情報検索」が使用可能であるため、全国の住民の本人確認情報が閲覧可能となり本人確認情報の漏えいの危険性が高まることから、守秘義務等の地方公務員法上の服務規律が課せられる公務員に付与されるべきものと考えている。このため、統合端末の改修に必要な期間や費用等を精査する必要があるが、ご提案を実現するための対応について検討を進めてまいりたい。	<令3> 5【総務省】 (14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令4> 5【総務省】 (24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号カードの券面更新などの統合端末の操作を行う事務については、令和5年度から、市町村長(特別区の長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とする。	統合端末システムの改修等	通知により対応予定(令和5年度中を目処とするシステム改修完了後)	個人番号カードの交付等に係る事務において、交付申請者の本人確認及びその結果に基づく交付等を行うことに関する決定は市町村職員が行う必要があるが、市町村の適切な管理下において、職員の設定に基づくカードの交付、引渡し等に伴う券面更新、暗証番号の変更及び廃止処理等のための統合端末の操作(暗証番号の入力そのものを除く。)を行うことは、操作に当たって検索・閲覧できる個人情報範囲を制限するシステム改修を行った上で、民間事業者への委託が可能であるとの制度上の結論を得た。	実現に当たって必要となるシステム改修を令和5年度中を目処に実現することとし、市町村の適切な管理下において、職員の決定に基づくカードの交付、引渡し等に伴う券面更新、暗証番号の変更及び廃止処理等のための統合端末の操作(暗証番号の入力そのものを除く。)について、民間事業者への委託を可能とすることとする。